

工事着手日指定契約方式Q&A

令和5年6月

Q1 工事着手日指定契約方式について

A1

工事着手日指定契約方式は、施工時期の平準化を目的として一部工事で試行導入している契約方式で、発注者が工事着手日を指定します。

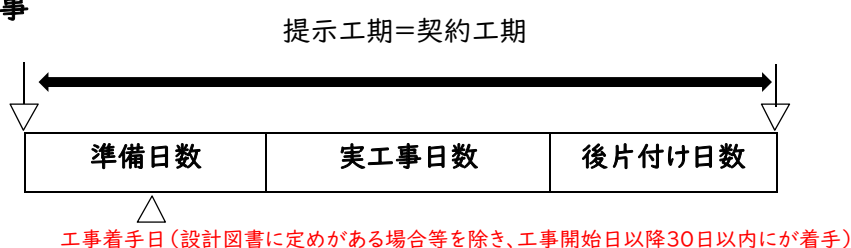
通常、発注者が入札公告（指名通知）に示す工期は、「準備日数+実工事日数+後片付け日数」で算定していますが、工事着手日指定契約方式では、これに「余裕日数」を加えて設定しています。

○工事着手日指定契約方式と通常工事の主な違い

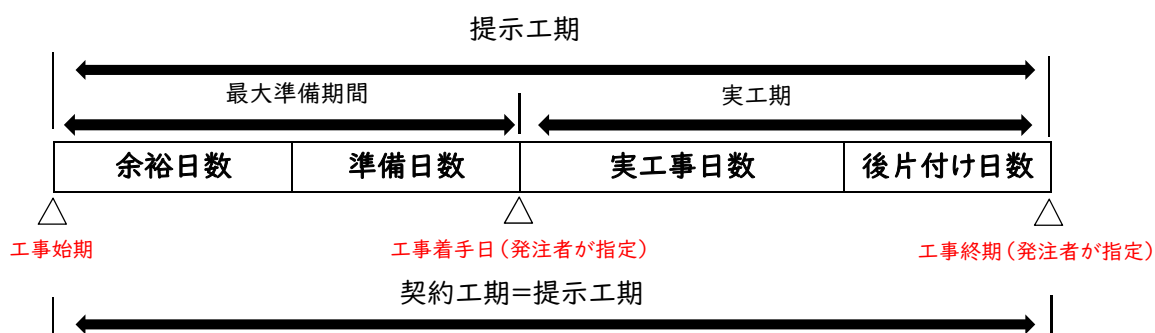
	工事着手日指定契約方式 通常工事	通常工事
工期の設定	準備日数+実工事日数+後片付け日数+余裕日数	準備日数+実工事日数+後片付け日数
工事着手日	発注者が指定する日（発注者が指定する日以降速やかに着手）	工事開始日から30日以内
技術者等の配置期間	工事着手日から工期末日まで	工期と同じ
契約工期	入札公告（指名通知）に示したとおり	入札公告（指名通知）に示したとおり

○イメージ図

■通常工事



■工事着手日指定契約方式



Q2 どのような工事に適用するのか。

A2

河川工事, 橋梁工事(上部工), 交通安全施設工事等, 事前に余裕期間が設定できて開始時期に制約がある工事等に適用してください。

【例】・河川における非出水期施工など, 着手時期に制約がある場合

- ・橋梁下部工を施工中で完了目処が立っている場合の当該橋梁上部工事
- ・橋梁床版工事等, 工期を既契約工事とラップさせたい工事
- ・地元説明会等の必要な改良工事

Q3 通常の工事との契約手続きの違いについて

A3

工事着手日指定契約方式の場合, 契約手続きに違いはありません。

なお, 契約後に提出する工程表が通常の工事と別様式となっています。

※工事着手日の明示

Q4 配置予定技術者が他の工事で監理技術者として従事しており, 工期が当該工事と重複している場合について

A4

工事着手日をもって工事開始日とみなしますので, 工事着手日の前日までの期間は他の工事に監理技術者として従事することが可能です。

Q5 コリンズへの登録について

A5

○契約データ(工期)

契約工期を登録します。

○技術者データ(従事期間)

工事着手日(実工期の初日)から工期の終期日までの期間で登録します。

Q6 工事着手日を変更したい場合について

受注者は, 発注者が指定する工事着手日まで工事の着手を行ってはありませんが, 工期始期から発注者の指定する工事着手日までの期間内に, 関連工事の早期完成や関係者の同意など, 着手時期の制約が解消された場合は, 監督員の承諾を得て工事着手日を変更することができます。監督員の承諾を得た場合は, 変更後の工事着手日を明記した工程表を提出してください。

なお, 工事着手日を変更した場合でも, 原則, 契約工期の変更は行いません。

また, 技術者等の配置日が変更となるため, あわせてコリンズの登録情報も変更が必要となります。

Q7 低入札工事となった場合の減点措置の期間について

A7

総合評価落札方式で施行した工事着手日指定契約方式の試行工事でも低入札により契約した場合は, 入札公告時に示した減点措置の期間が適用されます。

なお, 減点措置の期間は, 提示工期によらず当該工事の標準工期(準備日数+実工事日数+後片付け

日数)を基に算定します。